

県の回答（対応状況等）

令和5年5月22日

（ご意見標題） 県庁内でのセクシュアルハラスメント防止対策について

（担当課） 総務部人事課

（ご意見要約）

新採用女性職員へのグルーミングを数年続けている男性グループが存在するが、庁内のセクシュアルハラスメント防止対策はどのようにしているのか。

（回 答）

沖縄県においては、平成11年3月に「沖縄県職員セクシュアル・ハラスメント防止規程」を制定し、セクシュアルハラスメントの防止及び排除に努めております。

具体的には、

- ①「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」を定め職員の認識すべき事項及び対応を明確化、
- ②セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に迅速かつ適切に対応するための相談体制の整備、
- ③セクシュアル・ハラスメント防止等を図るための職員研修の実施、
- ④セクシュアル・ハラスメントの態様等に応じた懲戒処分等の実施を行っております。

また、令和4年度からは専門知識を有する外部専門家による法的見地等を踏まえた指導、助言を得るため、社会保険労務士と外部アドバイザー契約を締結し、ハラスメントの再発防止、予防等に関する相談業務対応を強化しているところです。

ご意見のありました内容につきましては、各部局主管課、総務部人事課（098-866-2090）、職員健康管理センター（098-866-2660）、又は、子ども生活福祉部女性力・平和推進課（098-866-2500）に配置しているハラスメント相談員に、ぜひご相談くださいますようお願いいたします。